

監視機関に関する条例改正について

昨年 1 2 月に開催した市議会において、中園廃棄物最終処分場監視委員会条例と旭川市廃棄物処分場環境対策協議会条例の改正に関する議案が議決されました。

改正後の条例は令和 8 年 5 月 1 日から施行されます。

<改正内容>

- 中園廃棄物最終処分場監視委員会条例 ⇨ 廃止
- 旭川市廃棄物処分場環境対策協議会条例 ⇨ 一部改正

(設置)

第 1 条 旭川市廃棄物処分場 (**埋立処分が終了したもの及び廃止したものを含む**。以下「処分場」という。) の使用及び管理について調査検討するために、旭川市廃棄物処分場環境対策協議会 (以下「協議会」という。) を置く。

(組織等)

第 5 条 協議会は、次に掲げる者をもって組織し、市長がこれを委嘱する。

- (1) 学識経験者 3 人**以内**
- (2) 処分場に係る周辺地域の住民 **6 人以内**
- (3) 処分場に係る周辺地域以外に居住する市民であって、市長が行う公募に応じた者 4 人**以内**

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 6 条 協議会に会長及び副会長~~1人~~を置き、学識経験者につき委嘱された委員のうちから委員の選挙によって選出する。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。